



2022/04/18 10:33 現在の情報です。

専有部分の家屋番号	156-101 ~ 156-106 156-201 ~ 156-208 156-301 ~ 156-308 156-401 ~ 156-408 156-501 ~ 156-508 156-601 ~ 156-608 156-701 ~ 156-708 156-801 ~ 156-807 156-901 ~ 156-905 156-1001 ~ 156-1005 156-1101 ~ 156-1104				
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成11年2月10日	所在図番号	余白	
所在	墨田区東向島三丁目 156番地			余白	
建物の名称	朝日プラザ東向島			余白	
① 構造	② 床面積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕		
鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造陸屋根11階建	1階	707	39	余白	
	2階	480	74		
	3階	492	62		
	4階	492	62		
	5階	492	62		
	6階	492	62		
	7階	449	13		
	8階	431	35		
	9階	275	77		
	10階	275	77		
	11階	275	77		
余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月10日		
表題部 (敷地権の目的である土地の表示)					
①土地の符号	② 所在及び地番	③地目	④ 地積	㎡	登記の日付
1	墨田区東向島三丁目156番	宅地	1174	78	昭和60年3月28日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0106000096873	
家屋番号	東向島三丁目 156番205		余白		
建物の名称	205号		余白		
① 種類	② 構造	③ 床面積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	2階部分	38	05	昭和60年3月7日新築
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月10日	
表題部 (敷地権の表示)					
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷地権の割合		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	413083分の3805		昭和60年3月27日 敷地権 〔昭和60年3月28日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年3月25日 第12251号	原因 平成6年3月25日売買 所有者 千葉県東葛飾郡関宿町木間ヶ瀬3358番地6 笠原正美 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	令和4年3月31日 第17996号	原因 平成6年9月26日住所移転 住所 東京都墨田区東向島三丁目37番7-205号朝日プラザ東向島
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月10日
2	所有権移転	令和4年3月31日 第17998号	原因 令和4年3月31日売買 所有者 東京都荒川区荒川七丁目20番1号 株式会社南海

権 利 部 ( 乙 区 ) ( 所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成6年3月25日 第12252号	原因 平成5年11月10日保証委託契約の求 債債権平成6年3月25日設定 債権額 金2,270万円 損害金 年14% 年365日日割計算 債務者 千葉県東葛飾郡関宿町木間ヶ瀬335 8番地6 笠原正美 抵当権者 千代田区丸の内二丁目1番2号 明生信用保証株式会社 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年2月10日
2	1番抵当権抹消	令和4年3月31日 第17997号	原因 令和4年3月15日解除
3	抵当権設定	令和4年3月31日 第17999号	原因 令和4年3月31日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金1,890万円 利息 年1・85000% (年365日の日割 計算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 東京都荒川区荒川七丁目20番1号 株式会社南海 抵当権者 千葉市中央区千葉港1番2号 株式会社千葉銀行 (取扱店 千住支店)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



# 固定資産（土地・家屋）評価証明書

証明を必要とする理由	登記所へ提出
------------	--------

所在地	墨田区東向島三丁目156番	登記地積 m <sup>2</sup> 1,174.78	令和 4 年度			
	登記地目：宅地 現況地目：宅地		価格(円)	(区分)	課税標準額(円)	*****
土地	共有持分 分子 3805 分母 413083	現況地積 m <sup>2</sup> 1,174.78	¥319,343,970	固定資産税	¥49,083,609	*****
				都市計画税	¥98,167,219	*****
要地			課税標準の特例額：	¥53,223,995		
			比準課税標準額：	¥46,422,410		
所有者	千葉県東葛飾郡 関宿町 木間ヶ瀬 3358-6 笠原 正美					
所在地	墨田区東向島三丁目156番地	登記床面積 m <sup>2</sup> 38.05	令和 4 年度			
	家屋番号：156-205 建物番号：205		価格(円)	*****	*****	*****
家屋	種類：居宅 会議室 地上：1階 構造：鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート造	現況床面積 m <sup>2</sup> 45.51	¥2,226,000	*****	*****	*****
				*****	*****	*****
要屋			敷地権	：所有権		
所有者	千葉県東葛飾郡 関宿町 木間ヶ瀬 3358-6 笠原 正美					
***** 以下 余 白 *****						

上記のとおり証明します。

※旧元号で表記されている場合でも、文書の効力に影響はありません。

証明内容のお問合せは、墨田都税事務所へお願いします。

第001096号

令和 4年 4月19日

東京都 荒川 都税事務所長

